

○益田市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和7年3月25日

益田市規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市犯罪被害者等支援条例（令和7年益田市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは重傷病又は性犯罪被害であって、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できるものをいう。
- (3) 重傷病 療養に1か月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上入院することを要すると医師に診断された負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養に1か月以上の期間を要し、かつ、通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）をいう。
- (4) 性犯罪被害 刑法第176条、第177条、第179条、第181条及び第241条の罪又はこれらの罪（同法第176条及び第179条第1項並びに第181条第1項の罪を除く。）の未遂罪に当たる行為による被害をいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者で、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、市民であるものをいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの者であって、本市の住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住しているものをいう。
  - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
  - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
  - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
  - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
  - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

カ アからオまでに掲げる者のほか、本市の住民基本台帳に記録することで  
自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(見舞金の額)

第3条 条例第8条第1項の見舞金(以下「見舞金」という。)の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円。ただし、同一の犯罪行為による犯罪被害により、既に次号に規定する重傷病見舞金又は第3号に規定する性犯罪被害者見舞金の支給を受けている者が当該犯罪被害に起因して死亡した場合は、20万円とする。

(2) 重傷病見舞金 10万円

(3) 性犯罪被害者見舞金 10万円

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者(次条及び第6条において「死亡被害者」という。)の遺族のうち、次条第3項の規定により第1位順位の遺族となる者(以下「第1順位遺族」という。)

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で、第6条の規定による支給の申請時に市民であるもの

(3) 性犯罪被害者見舞金 性犯罪被害を受けた犯罪被害者で、第6条の規定による支給の申請時に市民であるもの(同一の犯罪行為による犯罪被害により、前号に規定する重傷病見舞金の支給の対象となる者を除く。)

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時に  
において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その母が死亡被害者の死亡の当時死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に当該死亡被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見

舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1位順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領に係る代表者に選任しなければならない。

(見舞金の支給の申請)

第6条 条例第8条第2項の規定により見舞金の支給の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 遺族見舞金 益田市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下「遺族申請者」という。)の氏名、生年月日及び死亡被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

ウ 遺族申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、死亡被害者及び遺族申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)

エ 遺族申請者が死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)

オ 遺族申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡被害者の死亡の時に於いて、死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

カ 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、益田市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(様式第2号)

キ その他市長が必要と認める書類

- (2) 重傷病見舞金又は性犯罪被害者見舞金 益田市犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金・性犯罪被害者見舞金)支給申請書(様式第3号)及び次に掲げる書類

ア 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書

イ 重傷病見舞金又は性犯罪被害者見舞金を受けようとする者が、犯罪行為が行われた時に市民であったことを証明する書類及び申請時に於いて市民であることを証明する書類(住民票、戸籍の附票等)

ウ その他市長が必要と認める書類

(見舞金の申請期限)

第7条 重傷病見舞金又は性犯罪被害者見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合に、その遺族が遺族見舞金の支給を受けようとする場合にあっては、当該犯罪被害者が死亡した日から2年を経過した後に申請をすることはできない。

2 犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、条例第8条第2項ただし書又は前項に規定する期間を経過する前に前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、同条の申請をすることができる。

(支給の決定等)

第8条 市長は、条例第8条第2項の規定により見舞金の支給を決定したときは益田市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)により、見舞金を支給しないことを決定したときは益田市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第5号)により、同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第9条 条例第8条第2項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、市長に当該見舞金の支払を請求しようとするときは、益田市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(見舞金の返還)

第10条 条例第8条第3項の規定により見舞金を返還させるときは、市長は、益田市犯罪被害者等見舞金返還命令書(様式第7号)により見舞金の支給を受けた者に通知するものとする。

(見舞金の支給を行わないことができる場合)

第11条 条例第14条の規定により見舞金の支給を行わないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 同一の犯罪行為による犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族が他の市区町村からこの規則による見舞金と同種のものを受け持っている場合

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為を行った場合、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為を行った場合その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為等、その責めに帰すべき行為を行った場合

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員であった場合、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であった場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等が当該犯罪行為を容認していたこと、犯罪被害者等と加害者の関係その他の事情から判断して、市長が見舞金の支給をすることが社会通念上適切でないとき。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

益田市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

益田市長 様

申請者（支給対象者）住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 — —

被害者との続柄

益田市犯罪被害者等支援条例第8条第2項の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪被害者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
犯罪被害状況	年 月 日	
	場 所	
	内容・状況 (概要)	
	取扱警察署	都 道 府 県 警察署
加害者氏名		(判明していない場合は記載不要)
加害者との親族関係	被害者： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )	
	申請者： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )	
他の市区町村による見舞金の支給の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
法定代理人による代理申請を行う場合		
住所：		
氏名： ( 年 月 日生)		
申請者との続柄： 連絡先：		

【同意確認事項】 □にチェックの上、署名をお願いします。

- 表面記載の犯罪被害の発生状況等、遺族見舞金の支給の決定に関して必要な事項について、益田市が警察等の関係機関へ照会し、当該関係機関が市へ回答することに同意します。
- 犯罪被害者及び申請者は、暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し又は関与する等密接な関係を有する者ではありません。
- 見舞金の支給後に故意の犯罪による被害でないと判明した場合又は見舞金の支給後に益田市犯罪被害者等支援条例第8条第3項若しくは第14条（益田市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条）の規定に該当することが判明した場合、同条例第8条第3項の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

【添付書類】 該当する□にチェックをしてください。

- 犯罪被害者の死亡診断書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書、住民票の写し等）
- 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、犯罪被害者の死亡の時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、益田市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第2号）
- その他市長が必要と認める書類

注 法定代理人が代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

益田市長 様

代表者 住 所  
氏 名  
犯罪被害者との続柄（ ）  
連絡先 — —

益田市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位の遺族以外に新たな第1順位の遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位の遺族 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位の遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者がある理由等（未成年者、所在不明等）について、下記のとおり申し出ます。

第1順位の遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名等ができない理由

様式第3号（第6条関係）

益田市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金・性犯罪被害者見舞金）支給申請書

年 月 日

益田市長 様

申請者（犯罪被害者）住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 - -

益田市犯罪被害者等支援条例第8条第2項の規定により、次のとおり見舞金の支給を申請します。

見舞金の種類		<input type="checkbox"/> 重傷病見舞金	<input type="checkbox"/> 性犯罪被害者見舞金
犯 罪 被 害 状 況	年 月 日		
	場 所		
	内容・状況 (概要)		
	負傷・疾病の 状態		
	取扱警察署	都 道 府 県	警察署
加害者氏名		(判明していない場合は記載不要)	
加害者との親族関係		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )	
他の市区町村による見舞金の支給の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
法定代理人による代理申請を行う場合			
住所：			
氏名： ( 年 月 日生)			
申請者との続柄： 連絡先：			

【同意確認事項】  にチェックの上、署名をお願いします。

- 表面記載の犯罪被害の発生状況等、見舞金の支給の決定に関して必要な事項について、益田市が警察等の関係機関に照会し、当該関係機関が益田市に回答することに同意します。
- 犯罪被害者は、暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し又は関与する等密接な関係を有する者ではありません。
- 見舞金の支給後に故意の犯罪による被害でないと判明した場合又は見舞金の支給後に益田市犯罪被害者等支援条例第8条第3項若しくは第14条（益田市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条）の規定に該当することが判明した場合、同条例第8条第3項の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

【添付書類】 該当する  にチェックをしてください。

- 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
- 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時及び申請時において、犯罪被害者が益田市内に住所を有する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住していた場合は、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時に市内に居住していたこと及び申請時において市内に居住していることが客観的に確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

注 法定代理人が代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

益田市長 印

### 益田市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった見舞金について、次のとおり支給することを決定したので、益田市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により通知します。

1 見舞金の種類

2 見舞金の額

円

※ この通知を受けた日の翌日から起算して2年を経過したときは、見舞金の支給を請求することはできません。

※ 見舞金の支給後に、次のいずれかに該当する者と判明した場合は、見舞金の返還を求めることがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けた者
- (2) 益田市犯罪被害者等支援条例第14条の規定により市が見舞金の支給を行わない場合に該当する者

※ 市長が見舞金の返還を求めたときは、市長が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

益田市長 印

### 益田市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった益田市犯罪被害者等見舞金について、次の理由により支給しないことを決定したので、益田市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により通知します。

理由

#### 【教示】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、益田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、益田市を被告として（訴訟において益田市を代表する者は、益田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、この処分（当該処分の取消しの訴えにあっては、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この処分（当該処分の取消しの訴えにあっては、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第9条関係）

益田市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

益田市長 様

申請者（支給対象者）住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 — —

被害者との続柄

年 月 日 第 号で支給決定のあった見舞金について、益田市犯罪被害者等支援条例  
施行規則9条の規定により次のとおり請求します。

請 求 金 額		円				
見 舞 金 の 種 類		<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害者見舞金				
振 込 先	金 融 機 関 名					
	店 舗 名	本店・本所・支店 支所・出張所・代理店				
	預 金 種 別 口 座 番 号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座				
	フリガナ					
	口座名義人					

様式第7号 (第10条関係)

指令第 号  
年 月 日

様

益田市長 印

益田市犯罪被害者等見舞金返還命令書

年 月 日付け 第 号で支給の決定をした見舞金について、次のとおり返還を命じます。

返還の理由			
返還金額	円	返還期限	年 月 日
返還方法			

【教示】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、益田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、益田市を被告として（訴訟において益田市を代表する者は、益田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、この処分（当該処分の取消しの訴えにあつては、審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この処分（当該処分の取消しの訴えにあつては、審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。